

先行取得資産に係る買換えの特例  
の適用に関する届出書

※整理番号

※連絡先電話番号

税務署受付印

平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等	
	単連	納税地	〒
	体結		電話( ) -
	法親	(フリガナ)	
法人	代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連 結 子 法 人  <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話( ) -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目	業				

自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、  
租税特別措置法 〔第65条の7第3項 第68条の78第3項〕 (先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を  
受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

先行取得資産	種類			
	規模			
	所在地			
	用途			
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取得価額	円	円	円
譲渡予定資産の種類				
その他参考となるべき事項				

税理士署名押印		㊟
---------	--	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-----	---------

(規格 A 4)

## 先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の7第3項又は、同法第68条の78第3項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第65条の7第3項又は同法第68条の78第3項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- (4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

#### 4 留意事項

##### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。